【記載例　公告文】

1. 境内建物を新築する場合

|  |
| --- |
| 「本堂」新築についての公告  宗教法人○○○○規則第○条に定める手続を経て、下記のとおり「本堂」を建設する  ことになりましたので、宗教法人法第23条の規定により公告します。  　　年　　月　　日  信者その他利害関係人各位  所在地　　○○区○○丁目○番○号  宗教法人　　○　○　○　○  代表役員　　○　○　○　○　　印  記  １　建物の概要  　　　新築する建物　「本堂」  　　　　　　　　　（所在地）　○○区○○町○丁目○番地○  　　　新築（境内地の用途変更）の理由  増大する信者の便宜に供すると共に、宗教活動基盤の充実を図るため。  　　　構　　　造　　木造スレート葺２階建  　　　延床面積　　○○〇．○○㎡（１階　○○．○○㎡、２階　○○．○○㎡）  ２　所要経費及び支払方法  　　・所要経費　　○,○○○万円  　　・支払方法　　○○銀行から融資を受け、信者各位よりの寄附金により返済する。  ３　施行者及び工事着工日等  　　・施　　工　　者　　○○工務店（○○区○○町○丁目○番○号）  　　・工事着工予定日　　○○年○月○日  　　・工事竣工予定日　　○○年○月 |

【原本証明記載例】

**上記は、原本と相違ないことを証明します。**

**年　月　日　　宗教法人　○○○○**

**代表役員　○○○○　印（登録印）**

（注）原本は法人内に保管し、添付書類として所轄庁に提出する場合、＜写＞に「原本証明」

を付します。

（２）　財産処分の場合

|  |
| --- |
| 財産処分についての公告  宗教法人○○○○○規則第○条、○条に定める手続を経て、下記のとおり財産を処分す  ることになりましたので、宗教法人法第23条の規定により公告します。  　　年　　月　　日  信者その他利害関係人各位  所在地　　○○区○○丁目○番○号  宗教法人　　○　○　○　○  代表役員　　○　○　○　○　　印  記  １　処分する財産、価格  　　　○○区○○町○丁目○番○号　　　　○，○○○万円  　　　○○区○○町○丁目○番○号　　　　○，○○○万円  ２　処分の目的  　　　○○○○○の債務弁済のため  ３　処分の方法  　　　売　　却  ４　処分の相手方の住所氏名  ○○区○○町○丁目○番○号　　株式会社　○○○　代表取締役　○○ ○○    ５　処分の年月日  ○○年○○月○○日 |

（注）原本は法人内に保管し、添付書類として所轄庁に提出する場合、＜写＞に「原本証明」

を付します。（31頁参照）

（３）　境内地を用途変更（目的外利用）する場合①

|  |
| --- |
| 「○○墓苑」新設についての公告  宗教法人○○○○○規則第○条に定める手続を経て、境内地内に下記のとおり「○○墓苑」を建設することになりましたので、宗教法人法第23条の規定により公告します。  　　年　　月　　日  信者その他利害関係人各位  所在地　　○○区○○丁目○番○号  宗教法人　　○　○　○　○  代表役員　　○　○　○　○　　印  記  １　施設の概要  　　　墓　　地　「○○墓苑」  　　　（所在地）　○○区○○町○丁目○番○  　　　新設（境内地の用途変更）の理由  公益事業として霊園を運営し、将来の布教活動基盤の充実を図るため  　　　墓地の面積　　○○○㎡（○○○基）  ２　所要経費及び支払方法  　　　・所要経費　　○,○○○万円  　　　・支払方法　　信者各位よりの寄附金による  ３　施行者及び工事着工日等  　　　・施　　工　　者　　○○建設（株）（○○区○○町○丁目○番○号）  　　　・工事着工予定日　　○○年○月○日  　　　・工事竣工予定日　　○○年○月 |

（注）原本は法人内に保管し、添付書類として所轄庁に提出する場合、＜写＞に「原本証明」

を付します。（31頁参照）

（３）　境内地を用途変更（目的外利用）する場合②

|  |
| --- |
| 事業の開始についての公告  宗教法人○○○○○規則第○条に定める手続を経て、下記のとおり境内地の一部  　　を不動産貸付業の用に供することになりましたので、宗教法人法第23条の規定により  公告します。  　　年　　月　　日  信者その他利害関係人各位  所在地　　○○区○○丁目○番○号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宗教法人　　○　○　○　○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表役員　　○　○　○　○　　印  記  １　事業の概要    ２　用途を変更する境内地面積　　　○○○㎡  ３　用途を変更する境内地の配置図　　　別掲のとおり  　　４　その他  　　　　（整備等に要する費用がある場合等に記載してください。） |

（注）原本は法人内に保管し、添付書類として所轄庁に提出する場合、＜写＞に「原本証明」

を付します。（31頁参照）

　　　なお、不動産貸付業等の事業開始の場合は、主要な境内建物又は境内地の目的外利用

にあたらない場合でも、長期賃貸借は財産処分にあたり公告が必要となりますので、ご注意ください。